

# 待機児童問題の現状と課題

1190405 飯塚 健太

経済・マネジメント学群

## はじめに

日本は人口減少や少子化に長期間悩まされている。また、それらに関連して社会的問題の1つとして取り上げられているのが待機児童である。未だに2万人近くの児童が希望する保育所に入所できないという状況となっている。背景には、夫婦共働きという就業形態の変化、核家族化、保育士・保育所不足等が挙げられる。就業形態の変化や核家族化により保育所を必要とする親が増加した結果、待機児童問題は顕在化したのである。

厚生労働省の統計によると保育所の定員は年を追うごとに増加しており、平成30年4月で280万人にのぼり、前年比で9万7000人増加している。保育所児童数は261万人で、こちらも前年比で6万8000人増加している。保育所待機児童数は1万9895人で前年比6185人減少し、10年ぶりに2万人を割ったとしている。(保育所等関連状況取りまとめ平成30年4月1日)

待機児童は主に都市部に多数みられる。全国およそ2万人の待機児童のうち、70%が7都府県・指定都市・中核市と呼ばれる都市部に集中しており、また待機児童になる児童の割合もそれらの都市部は0.86%、そのほかの道県が0.54%と都市部の方が0.32ポイント高い。(保育所等関連状況取りまとめ平成30年4月1日)

## 先行研究

先行研究では、待機児童問題の変遷を述べているものが主である。大畑(2012)[1]では、待機児童問題が起こった社会的背景や、生活環境・子育て環境の変化に合わせた制度等について説明している。齋藤、櫻木、美根(2016)[2]では、保育士不足という観点に注目し解消の方法を提案している。佐々木(2016)[3]では、需要と供給の不一致という切り口から待機児童問題を検証している。田中(2018)[4]では、子育ての現状や保育士の現状に触れ、現役の保育士にもヒアリング調査を行い1つの解決策を提案している。

## 研究目的

本論では日本における待機児童問題の現状を把握し、課題となっている部分を発見することにより、人口問題でよりよい社会の実現を目指すための方策を考察することを目的とする。

## 第1章 待機児童の概要

### 1-1 「待機児童」とは何か

保育所の待機児童は、入所・利用資格があるにもかかわらず、保育所が不足していたり定員が一杯であったりために入所できずに入所を待っている児童のことと定義される。

古くは1960～1970年代、すなわちベビーブームの際に保育所が不足していた頃に遡り、当時はそれらの児童は「保留児」と呼ばれていた。1980年代には沈静化していたが1990年代後半以降再び問題になっている。[5]

厚生労働省の統計では2003年以降、他に入所可能な保育所があるにもかかわらず第1希望の保育所に入所するために待機している児童や地方単独保育事業を利用しながら待機している児童は、待機児童から除かれている。このため実質的な待機児童数は公表されている統計よりも多いとみられ、潜在的待機児童として取り上げることもある。[6]

### 1-2 待機児童の現状

待機児童は平成6年以降から増加し始め、平成25年4月の調査では2万2741人となっている。その後も増減しているが平成30年4月の調査でも1万9895人と、問題は収束しているとはいえないのが現状である。[7]

また、保育所への入所は4月に集中し、欠員分を新たに受け入れるという形式であるため、年度途中の入所は困難であり、翌年4月まで待機せざるを得なくなることが多い。したがって、待機児童の数は4月が最小であり、月を追うごとに増加するという仕組みとなっている。[8]

### 1-3 待機児童の対策

「待機児童解消加速化プラン」により、平成25年に保育所定員は228.8万人であったところから、平成30年で280万人

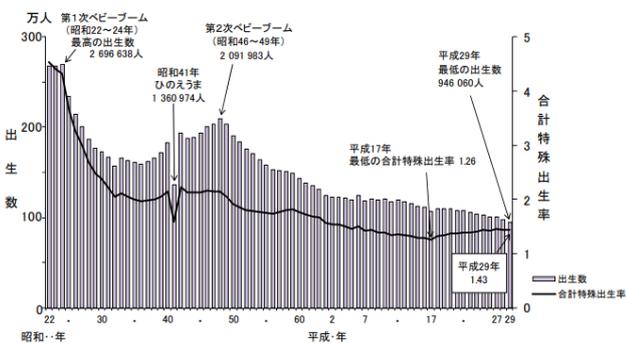
と目標の 50 万人分の保育の受け皿を確保することができている。[9]しかしながら、保育の受け皿が増加したことによって、新たな需要が創出されたために待機児童は解消することができていない。

## 第2章 子育ての現状

### 2-1 少子化社会

厚生労働省の統計によると、昭和 22 年～24 年の第一次ベビーブーム期には合計特殊出生率（以下、出生率）は 4.0、年間出生数は 270 万人にのぼっていた。昭和 50 年には年間出生数 200 万人を割り、それ以降も減少を続けている。また、出生率も昭和 50 年には 2.0 を割り、平成元年ではそれまで最低であった昭和 41 年の丙午の数値を下回る 1.57 を記録し、平成 17 年で過去最低の 1.26 を記録した。平成 29 年には出生率 1.43 とわずかに持ち直しているが、人口を維持するために必要な出生率は 2.08 といわれており、現状の出生率では人口を維持、増加させるほどの水準には至っていない。次のグラフがこれらを表したものである。[10]

図1 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



平成 27 年 人口動態統計月報年計(概数) の概況より引用 (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai15/dl/gaikyou27.pdf>)

### 2-2 少子化の原因

少子化はさまざまな要因が複雑に絡んで起きているが、1つの要因として「未婚化・晩婚化」が挙げられるであろう。そして未婚化・晩婚化の原因には女性の社会進出により単身で生活できるようになったことで結婚の必要性が薄れたこと、価値観の多様化等がある。[11]

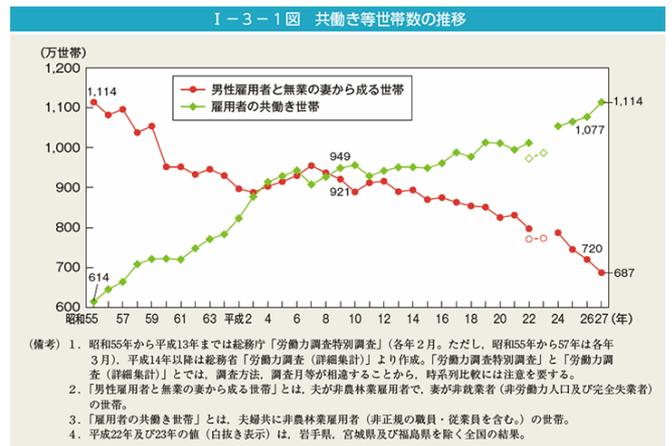
内閣府の「平成 29 年版 少子化社会対策白書」によると、2000 年地点では平均初婚年齢が男性 28.8 歳、女性が 27 歳であるが、2015 年には男性 31.1 歳、女性 29.4 歳と両性ともに 2.0 歳以上進んでいる。また、生涯 1 度も結婚しない

人の割合（生涯未婚率）は 1990 年には男性 5.6%、女性 3.9%であったが 2015 年には男性が 23.3%、女性が 14.1%にのぼっている。[12]

### 2-3 子育て・出産・就業環境の変化

かつては家族に対する権限が家父長である男性に集中していた家父長制という家族形態をとっており、すなわち大家族（2 世代 2 世帯以上が同居している家族形態。3 世代家族も含まれる）であったが、現代では多くが 1 組の夫婦と未婚の子だけという核家族の形態をとっている。大家族は複数世代が同居しているため、いわゆる「嫁・姑問題」も起きうるが、子育てにおいては、経験者が身近にいるということでアドバイザーであり、ベビーシッターであるとも言えた。また大家族の時代は地域の繋がりも現在より色濃く、何かあったら親戚や近隣の人の助けを得ることができた。しかし現代ではそれらは期待できず、それでもなお出産・子育ては母親、すなわち女性の仕事と期待されている側面が大きいという状況は残っている。

さらに就業環境も、かつては男性が外で働き、女性は家で家事を行う片働きが多かったが、平成 3 年頃にはおよそ半々になり、現在では夫婦共働きである世帯が 6 割以上にのぼっており、更なる増加が予測される。次の表がそれを示している。



(備考) 1. 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月)。平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。  
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。  
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む。)の世帯。  
4. 平成22年及び23年の値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

男女共同参画白書(概要版) 平成 29 年版 第 3 章 仕事と生活の調和より引用

<[http://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/h29/gaiyou/html/honpen/b1\\_s03.html](http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h29/gaiyou/html/honpen/b1_s03.html)>

共働きの増加の要因としてもやはり特定の要因に絞りこむことは困難であるが、私が着目したのは「政府の成長戦略の成果」である。

政府の成長戦略としては、政府が「育児・介護休業法」を改正し、育児や介護を行う労働者が働き続けられる環境を整備したほか、「子ども・子育て支援法」の改正で事業所内保育所の設置を支援するなどしている。それらの施策が功を奏し女性の労働参加が増加しているというものである。実際に平成7年と平成26年ではM字カーブの底にあたる部分、すなわち出産・育児にともなう離職が増加する年齢層で平成7年は53.7%（30～34歳）、平成26年は70.8%（35～39歳）と17ポイント上昇している。[14]

このような成長戦略を打つ背景としては、経済成長を図る目的もあるが、少子化による人口減で働き手の確保が必要になることが挙げられる。

経済成長を図る目的としては労働政策研究・研修機構の「仕事と家庭の両立支援にかかわる調査」（2007）の調査結果によって、女性の人材活用ができていない企業ほど1人当たりの利益、すなわち生産性が高いことを示しており、またゴールドマン・サックスのレポートによると女性就業率が2013年の62.5%から男性と同等の80.6%まで上がれば労働人口は710万人増加し、GDPは12%伸びるとしている。経済成長はすなわち国力の増大につながるため、このような施策を打っているということである。[15][16]

少子化による人口減によって働き手の確保が必要になる、というのは前々項で示した通り出生数は減少の一途をたどっており必然的に労働人口も減少するということになる。内閣府によると、2015年地点で就業者数は6376万人となっているが、主に女性や高齢者の労働参加が現状のままであると2030年には5561万人と13%程度減少する見通しとなっている。[17]それは更なる労働力不足を招くため、海外から移民を受け入れるという考えや高齢者の就労拡大という手もあるが、女性の社会進出を進めることでも対応しようとしている。

#### 2-4 仕事と育児の両立の難しさ

「育児や介護と仕事の両立に関する調査」によると、女性が産前産後で離職をした理由として「仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立の難しさでやめた」が24.2%となっており、「自発的にやめた」の次に高い数値となっている。その中で利用できれば仕事を続けられた支援・サービスでは「保育園・託児所（0歳児保育、延長保育、病児保育を含む）」が60.8%と最も高く、「職場の育児休業制度（子が1

歳を超えても保育園に入園するまで）」「職場の理解」がそれに次いで高い。

同調査ではその中で最も重要なものを1つ聞いているが、その回答では「保育園・託児所」が16.8%と最も高く、「職場の育児休業制度（子が1歳を超えても保育園に入園するまで）」が16.0%、「夫の協力」が13.6%となっている。

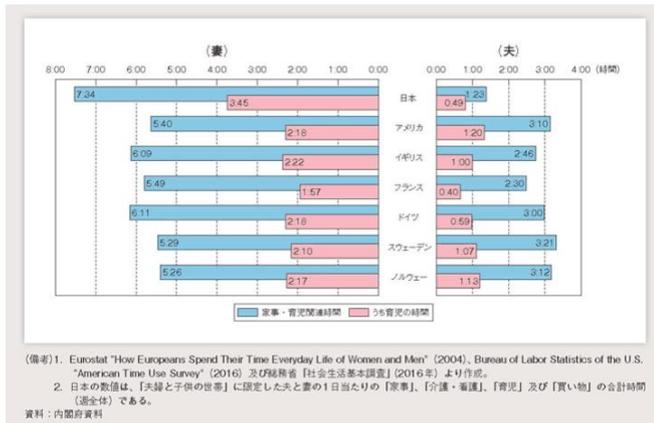
[18]

仕事と子育ての両立を促進する方法として公的機関に最も期待されていることは「保育所の整備など公的サービスの整備」が54.0%と最も高く、かつ半数を超えている。次いで「仕事と子育ての両立支援制度導入に係る費用助成」、「育児休業中の代替要員の雇い入れに要する費用補助」、「育児休業者に対する一層の経済的援助」が挙げられている。[18]

これらの要望であるが、育児休業制度において平成29年10月以降は保育所への入所を希望し申し込みをしているが入所できていない場合は2歳まで延長できるようになったほか、平成29年1月までは有期雇用労働者、すなわち派遣労働者等は雇用契約の継続が条件だったところを改正により申出地点で雇用契約の継続があるかどうか不明の場合でも取得できるようになった。[19]

一方、「夫の協力」「職場の理解」に関しては進んでいるとは言いがたい。平成29年地点での男性の育児休暇取得率は5.14%にとどまっている。この要因は収入の7割を保証されるとはいえ3割の収入減は打撃であり、更に出世等に響くと考えるという経済的な事由や、職場の同僚・上司の理解を得られないという職場の問題等がある。2020年での男性育児休暇取得率の数値目標を13%としているが、現状とても厳しいと言わざるを得ないだろう。[20]

また、内閣府の資料によると、平成28年での6歳未満の子を持つ男性の家事・育児関連時間は1日あたり1時間23分となっており、他の先進国が2時間半～3時間20分となっている中、先進国最低水準となっている。[21]



内閣府資料「夫の協力」より引用

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/data/ottonokyouryoku.html>

### 第3章 保育制度について

#### 3-1 保育所とは

そもそも保育所とは、児童福祉法第7条で規定されている児童福祉施設となっている。

また、第24条で市町村に対し保育を必要とする幼児および児童を保育しなければならないとしている。[22]

すなわち保育所の設置は市町村の義務ともいえ、公共事業の1つともいえる。

#### 3-2 保育所の区分

認可保育所（正式には「保育所」）、認可外保育所に大別される。認可保育所は児童福祉法に基づき、都道府県もしくは指定都市または中核市が設置を認可した施設のことを指している。認可保育所の中にも公立保育所と私立保育所があり、公立保育所は各市区町村が運営しているため入園手続きも市区町村に行く。私立保育所はNPO法人や企業等が経営に参入しており、公立保育所に比べて制約が少ない。

認可外保育所は先述した認可保育所とは異なり、児童福祉法上の認可を受けていない保育所のことである。認可保育所とは違い、施設設備、職員配置、運営の保障・規制がないため、劣悪な保育水準である場合もあるが、必ずしも劣悪というわけではなく、認可保育所には規制上できない延長保育や、自由な教育を行うことができるというメリットもある。[23]

#### 3-3 認可保育所における基準

昭和23年12月29日の厚生省令第63号によって定められており、定員60人以上、定員のおよそ2割以上は3歳未満児を入所させるものとし、定員のおよそ1割以上の2歳未満

児の設備を設けることが定められている。2歳未満児向け設備としては、乳児室または保育室、医務室が必要である。トイレと調理室は必置としており、保育室や屋外遊技場に関しては広さも定められている。

職員数においては、0歳児はおおむね3人につき1人以上、1～2歳児はおおむね6人につき1人以上、3歳児はおおむね20人につき1人以上、4～6歳児はおおむね30人につき1人以上とされている。[24]

認可を受けることにより保育所運営側には公立保育所であっても私立保育所であっても公費の補助を受けることができるメリットがある。私立保育所では市町村が支払いをした費用から利用者負担額を控除したものを国が2分の1、都道府県が4分の1負担する。一方公立保育所では2004年の三位一体改革により一般財源化され、公費負担分は市町村の負担となっている。[25]

これが認可保育所に預ける親の負担が軽くなる理由である。

#### 3-4 保育士不足の現状と要因

保育所の定員、および保育所の数を増やすためには法的な観点でも命を預かるという観点でも保育士は必要不可欠な存在である。「一般職業紹介状況」によると、2016年11月時点で保育士の有効求人倍率は全国で2.34倍と大きく不足しており、特に東京都においては5.68倍と、1人の求職者を5つ以上の保育所が求めている計算となっている。[26]

保育士不足の要因としては、厚生労働省が保育士資格を有しながら保育士としての就業を希望していない者に対する調査を行ったデータが存在する。それによると、保育士としての就業をしたがらない理由として最も多いのは「賃金が希望と合わない」が47.5%と最も高く、すなわち希望する賃金に比べて低いということである。「他職種への興味(43.1%)」、「責任の重さ・事故への不安(40.0%)」、「自身の健康・体力への不安(39.1%)」がこれに次いでいる。また、賃金が希望と合わないと回答した者はあわせて休暇が少ない、取りづらい(37.0%)を挙げる割合が高くなっている。[27]

賃金が希望と合わないは年齢層が低いほど多く、健康・体力への不安は年齢層が高いほど多い傾向にある。

また、それらの問題が解消された場合に保育士を希望する者は63.6%にのぼっているが、回答者1人あたりの希望した

い理由選択数は3.7と多岐にわたっている。すなわち、特定の問題を解決すればよいという単純な問題ではなく、原因が複雑に絡んだ結果保育士の資格を有していても保育士としての就業を希望しなくなっているといえる。[27]

また、田中(2018)の実際に働いている保育士へのヒアリング調査によると、「大変な仕事の割に給与が安い」、「命を預かるという責任が重い」と、資格を持ちながら就業を希望しない潜在保育士と同じような回答があった。[28]

## 第4章 国の政策

### 4-1 保育所定員拡大の政策

待機児童解消加速化プランは、平成25年度から平成29年度末までに40万人分の（後に50万人分の受け皿を確保するに目標を上方修正）保育の受け皿を確保することを目標に様々な支援策を実施した。概要としては「5本の柱」で、①賃貸方式や国有地も活用した保育所整備（ハコ）、②保育を支える保育士の確保（ヒト）、③小規模保育事業など新制度の先取り、④認可を目指す認可外保育施設への支援、⑤事業所内保育施設への支援である。[29]

このプランに関し、平成27年1月には「保育士確保プラン」と称し保育所の定員拡大及び増設のために必要な保育士7万人の確保を目指し[30]、平成27年11月には「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」で、待機児童解消を確実なものとするため、平成29年度末までの整備拡大量を40万人から50万人に拡大し、「待機児童解消加速化プラン」に基づく認可保育所等の整備の前倒しを図ること、子ども・子育て支援新制度の下で、新たに小規模保育事業所の整備を支援するなど、認可保育所以外の多様な保育サービスの受け皿の整備を進める。また、近隣住民等に配慮した防音対策を支援することを特に緊急対応を要するとした。[31]

このプランを行った5年間で保育の受け皿を53.5万人確保し、目標の50万人を達成しているが、待機児童解消を目指すという目標の達成には至っていない。[32]

### 4-2 処遇改善の政策

第3章でも触れているが、保育士の収入は就業者や潜在保育士の希望するものとは乖離している。端的に言うと他の職と比べて低くなっているということである。これは保育士の離職や、就業を希望されないことによって人手不足の原因の大きな理由の1つとなっている。[33]

平成25年に保育士処遇改善加算を導入し、2015年にそれは公定価格に組み込まれ恒常化した。また、人事院勧告により2016年までに合計8%程度待遇が改善され月収で2.6万円改善している。しかしそれでも依然他の職と比べて低い状況は続いている。下の表でそれを示しているが、平成28年地点で保育士の収入は全職種の平均の2/3程度となっている。なお、保育士は女性の比率が95%と極めて高い職種であることを考慮し全職種の女性の平均で見た場合でも、月収4万円強、年収では52万円も低い。[34]

	平均年齢 (歳)	勤続年数 (年)	平均年収(万)
全職業	42.2	11.9	489.9
保育士	36.0	7.7	326.8

「平成28年賃金構造基本統計調査」より作成

2017年に、「ニッポン一億総活躍プラン」の一環としてさらに2%程度の処遇改善を行い、キャリアアップの仕組みを構築し、最大4万円の「処遇改善等加算II」の施策を打っている。これにより、他職種の女性との賃金格差を埋めるねらいがある。[35]

## 第5章 問題点と解決策の考察

この章では、これまでに述べてきたことから問題点を考察し、私の考える解決策を述べたいと思う。

### 5-1 定員が増えても減らない待機児童

第1章及び第4章でも述べた通り、保育所定員は平成25年で228.8万人から平成30年で280万人まで増えているが、利用児童数も40万人増加しており、待機児童数は平成25年4月で22741人から平成30年4月で19895人と減少こそしているが政府が目標としていた問題の収束には至っていない。[36]

原因としては利用児童数の増加からみられる通り、これまで保育所に預けるのをあきらめていた保護者が定員の増加によって子を保育所に預け労働しようという場合もあるが、問題と考えられるのは保育士が不足している等の理由で保育所を増やせていないという場合である。最も保育士不足が深刻である東京都では平成25年12月の保育士の有効求人倍率は4.5倍であったが、平成29年10月には5.99倍となっており、これは1人の求職者を6つの保育所が求めているということになる。[45]全国的に見ても平成25年12月で1.74倍

だった有効求人倍率は平成 29 年 10 月の地点で 2.76 倍となっている。こうした人手不足では、更なる保育の受け皿の増加は困難になっていくだろう。

これの解決策として考えられることは次項で述べる。

#### 5-2 保育士の離職、就職希望減少による人手不足

こちらは第 4 章でも述べているが、保育士は他の職業に比べて勤続年数が平均 4 年ほど短くなっている。理由に関しては「賃金が安い」「休暇が取りづらい」「責任が重い」等が挙げられている。[37]常勤の公立保育士は公務員であるため、賃金も公務員に準ずるが、平成 26 年の東京都練馬区の公表によると、練馬区公立保育士の平均給与は月額 33.1 万円、年収では 537.8 万円となっている。[38]これは練馬区の保育士の平均年齢が 44 歳ということも影響している[38]が、公務員は産休・育休が取りやすいこと、長く務めると給与が上がっていくこと、給与水準も低くないことを考えると賃金や休暇が十分にあるということは離職を抑えることや就業希望者を増やすことに十分な意味を持つと考えられるだろうと私は考える。

すなわち、現状よりも更なる待遇の改善を継続的に行っていくということである。

#### 5-3 0 歳児保育

「保育所等関連とりまとめ」で示されている通り、平成 30 年 4 月の保育所等利用児童数のうちおよそ 1/6 が 0 歳児である。[39]

0 歳児保育には問題点が 2 つあると考えられる。1 つ目に、0 歳児を保育するコストがかかるということである。幼稚園と保育所の費用負担の比較(2007)によると、1~2 歳児を保育する場合は経費が月に 9.33 万円かかるが、0 歳児はそれよりも多く月あたりの経費が 15.81 万円かかる計算となっている。これは 0 歳児を保育するには保育士が必要という部分大きい。[40]

2 つ目に、1 歳児からでは待機児童になりやすかった、という点がある。保育所に預けるのは基本的に共働きで仕事をする両親の子であるため、転園・退園はほぼなく、すなわち 0 歳児から預けた場合 1 歳児でもほぼ自動的に保育を継続して行ってもらおうということであり、すなわちその分だけ 1 歳児からの新規での保育の枠は減少するということである。平成 29 年の女性の育児休暇取得率は 83.2%となっている[41]が、育児休暇の制度上原則最大でも 1 歳までとなっており、

また保育所等利用児童は 0 歳児が 15 万人、1・2 歳児は 92.1 万人となっており[42]、育児休暇明けに保育所に預けて職場復帰しようとする女性が多いことを示しているであろう。

しかし近年では、1 歳児になってからでは保育所に入所できなくなってしまうと考え 0 歳児のうちから保育所に預けたいと考える親が増加している。その結果として厚生労働省の「平成 29 年 10 月時点の保育園等の待機児童数の状況について」という発表によると、0 歳児においては平成 28 年 10 月よりも 6798 人増加して 28805 人の待機児童が発生しており、1・2 歳児でも前年より増加している。[43]

これらに対しては認可保育施設においては厚生労働省が「入園予約制」の導入を促す方針を定めており、1 歳児の枠がないという問題を解消しようとしている。[44]しかしこれにも問題点があり、対象者が育児休業取得者であることが挙げられる。4 月の入所に合わせて育児休業を切り上げる親が多かったために打たれた施策であるが、そもそも自営業で取れない者は制度を利用できないという不公平感が生じている。また、そもそも限られた枠をどのように配分するかという観点であるため、この施策単体では待機児童となる者が変わるだけで数を減らすことには繋がらないという問題がある。

これらの問題に対する解決策としては年度途中での入所をやすくする、具体的には 10 月の入所枠を設けること、さらに 1 歳から保育所に入所させるのを現状より容易にするために 1 歳の定員を更に増やすことが考えられる。

10 月の入所枠を設けることには課題が存在し、1 つは年度途中から保育士を増員しなければならないこと、もう 1 つはそれ単体だと同じ定員を割り振るため 4 月の入所枠が減少してしまうということが挙げられる。

もう 1 つの解決策は 1 歳からの保育所入所の枠を増やし入所を容易にできるようにすることで、それを行うことにより 0 歳児のうち自分で育児をしたいと考えているがその事情によって 0 歳児のうちから保育所に預け始めるという層が安心して育児休暇を切り上げずに取得できるようにすることで、どうしても 0 歳児保育が必要であるという層から待機児童になってしまう可能性を減らすことに繋がると考えられる。これにも保育士が現状より必要となるため、保育士の確保は重要な課題となるだろう。

## おわりに

本論では我が国における待機児童および保育士不足の現状を踏まえ、先行研究や統計によって我が国における待機児童問題の緩和・解決に向けた解決策を明らかにしようと試みた。しかし問題は複雑かつ深刻であり、明確に解決できる手段には至らなかった。

確実に言えるのは、この問題はよりよい社会を実現するにあたっての大きい問題の1つであるということであり、問題の解決に向けては官民を問わず真剣に向き合う必要がある、ということである。

また本論で触れることができたのは問題および解決策の1側面でしかないと考えているため、今後はほかの側面からも研究を続けていきたいと思う。

### 注：参考文献および参考 URL

[1][23][25]大畑 陽平(2012)『現代社会における保育所入所待機児童問題』

[http://archive.kyotogakuen.ac.jp/~o\\_human/pdf/association/2012/m2012\\_01.pdf](http://archive.kyotogakuen.ac.jp/~o_human/pdf/association/2012/m2012_01.pdf)

(2019年2月13日アクセス)

[2]齋藤 正幹、櫻木 なつ美、美根 京子(2016)『保育士不足の解消による待機児童問題の収束に向けて』

<http://www.isfj.net/articles/2016/%E3%80%90%E4%B8%AD%E5%A4%AE%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E3%80%91%E3%80%90%E6%A8%AA%E5%B1%B1%E5%BD%B0%E7%A0%94%E7%A9%B6%E4%BC%9A%E3%80%91%E3%80%90%E7%BE%8E%E6%A0%B9%E4%BA%AC%E5%AD%90%E3%80%91%E7%BC%88%E4%BF%9D%E8%82%B2%E5%A3%AB%E4%B8%8D%E8%B6%B3%E3%81%AE%E8%A7%A3%E6%B6%88%E3%81%AB%E3%82%88%E3%82%8B%E5%BE%85%E6%A9%9F%E5%85%90%E7%AB%A5%E5%95%8F%E9%A1%8C%E3%81%AE%E5%8F%8E%E6%9D%9F%E3%81%AB%E5%90%91%E3%81%91%E3%81%A6%EF%BC%89.pdf>

(2019年2月13日アクセス)

[3]佐々木 雄大(2016)『なぜ待機児童は存在するのか』

<https://www.kochi-tech.ac.jp/library/ron/pdf/2015/03/14/a1160426.pdf>

(2019年2月13日アクセス)

[4][8][28]田中 智哉(2018)『待機児童の現状と解決策』

<https://www.kochi-tech.ac.jp/library/ron/pdf/2017/03/14/a1180448.pdf>

(2019年2月10日アクセス)

[8]p1

[5][6]Wikipedia「待機児童」

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%BE%85%E6%A9%9F%E5%85%90%E7%AB%A5>

(2019年2月13日アクセス)

[7][9][32][36][39][42]保育所等関連状況取りまとめ(平成30年4月1日)及び「待機児童解消加速化プラン」と「子育て安心プラン」集計結果を公表

[https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000176137\\_00002.htm](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000176137_00002.htm)

[1](#)

(2019年2月13日アクセス)

[10]厚生労働省 人口動態統計(2017)

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei17/index.html>

(2019年2月13日アクセス)

[11]晩婚化・未婚化の原因は「男性の所得の減少」「女性の社会進出」など

<https://okane-answer.jp/articles/5e63b539ee2e32191634f39bed64f275>

(2019年2月13日アクセス)

[12]内閣府「平成29年版 少子化社会対策白書 全体版 (PDF版) 第1章2節 婚姻・出産の状況」

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2017/29pdfhonpen/pdf/s1-2.pdf>

(2019年2月13日アクセス)

[13]男女共同参画白書(概要版) 平成29年版 第3章 仕事と生活の調和

[http://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/h29/gaiyou/html/honpen/b1\\_s03.html](http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h29/gaiyou/html/honpen/b1_s03.html)

(2019年2月13日アクセス)

[14]男女共同参画白書 平成27年版第2章「女性の活躍と経済社会の活性化」第1節「就業をめぐる状況」

[http://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/h27/zeantai/index.html](http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h27/zeantai/index.html)

(2019年2月13日アクセス)

[15]労働政策研究・研修機構(2007)女性の離職率・均等度・企業業績 労働政策研究・研修機構「仕事と家庭の両立支援にかかわる調査」

<http://www.jil.go.jp/institute/research/2007/documents/037.pdf>

(2019年2月13日アクセス)

[16] ゴールドマン・サックス (2014) 「ウーマノミクス 4.0——今こそ実行の時 (短縮版)」

<http://www.goldmansachs.com/japan/our-thinking/pages/womenomics4.0-2014/womenomics4.0.pdf>

(2019年2月13日アクセス)

[17] 内閣府 「2030年展望と改革タスクフォース」 (2016)

<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/2030tf/shiryuu.html>

(2019年2月13日アクセス)

[18] [33] 労働政策研究・研修機構 (2003) 「育児や介護と仕事の両立に関する調査」

<http://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/doko/h1507/index.html>

(2019年2月13日アクセス)

[19] e-Gov 法令検索 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」

[http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=403AC0000000076](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=403AC0000000076)

(2019年2月13日アクセス)

[20] 仕事と生活の調和連携推進・評価部会 (第39回) 仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議 合同会議 (2016)

[http://www.cao.go.jp/wlb/government/top/hyouka/k\\_39/index.html](http://www.cao.go.jp/wlb/government/top/hyouka/k_39/index.html)

(2019年2月13日アクセス)

[21] 内閣府 少子化対策-夫の協力 (2018)

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/data/ottonokuryoku.html>

(2019年2月13日アクセス)

[22] e-Gov 法令検索 「児童福祉法」

[http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=322AC0000000164\\_20180402\\_429AC0000000069&openerCode=1](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=322AC0000000164_20180402_429AC0000000069&openerCode=1)

(2019年2月13日アクセス)

[24] 厚生省令第63号 「児童福祉施設の設備及び運営に関する

基準」

[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=82069000&dataType=0](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82069000&dataType=0)

(2019年2月13日アクセス)

[26] [45] 厚生労働省 一般職業紹介状況 (職業安定業務統計)

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/114-1.html>

(2019年2月13日アクセス)

[27] [37] 厚生労働省 (2013) 「保育を支える保育士の確保に向けた総合的取組」

<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11907000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Hoikuka/0000026218.pdf>

(2019年2月13日アクセス)

[29] 厚生労働省 「待機児童解消加速化プラン」 (更新日不明)

[https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/taiki\\_jidokaisho\\_01.pdf](https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/taiki_jidokaisho_01.pdf)

(2019年2月13日アクセス)

[30] 厚生労働省 「保育士確保プラン」の公表 (2015)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000070943.html>

(2019年2月13日アクセス)

[31] 一億総活躍国民会議 「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」 (2015)

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ichiokusoukatsuyaku/kinkyu\\_taisaku/hontai.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ichiokusoukatsuyaku/kinkyu_taisaku/hontai.pdf)

(2019年2月13日アクセス)

[29] [35] 厚生労働省 「保育士確保集中取組キャンペーン」

(2017) [https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11907000-Koyoukintoujidoukateikyoku-](https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11907000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Hoikuka/0000148854.pdf)

[Hoikuka/0000148854.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11907000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Hoikuka/0000148854.pdf)

(2019年2月13日アクセス)

[34] 厚生労働省 「平成28年賃金構造基本統計調査」 (更新日不明)

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2016/index.html>

(2019年2月13日アクセス)

[38] 東京都練馬区 (2016) 「平成27年度 職員の給与の状況」

<http://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/jinji/kyuyo/index.files/kouhyou27.pdf>

(2019年2月13日アクセス)

[40] 幼稚園と保育所の費用負担の比較(2007)

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/008/siryo/04021801/002.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/008/siryo/04021801/002.pdf)

(2019年2月13日アクセス)

[41] 厚生労働省「雇用均等基本調査」

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/71-23.html>

(2019年2月13日アクセス)

厚生労働省「平成29年10月時点の保育園等の待機児童数の状況について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000202678.html>

(2019年2月13日アクセス)

[44] 平成29年度厚生労働省予算案の主要事項「III 主要事項 2 ページ」

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/17syokanyosan/shuyou.html>

(2019年2月13日アクセス)